

序章 はじめに

本章では、都市計画マスタープランとは何か、策定の背景と目的、計画の位置づけなどを記載しています。

1 都市計画マスタープランとは	P2
2 策定の背景と目的	P3
3 計画の位置づけ	P3
4 計画期間及び計画対象区域	P4
5 策定の流れ	P4

序章 はじめに

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画に関する将来の都市づくりの考え方を示すもので、都市計画法を根拠として、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と言います。

都市計画マスタープランには次のような役割があります。

①市民、行政が共有していく都市の将来像の設定

市民、行政が共有していく橋本市が目指すべき「夢」のある将来像を示します。

②市町村が定める都市計画の方針の根拠

将来像を実現する手法の一つとして、橋本市が定める都市計画を決定・変更する際の根拠となります。

③統合的・一体的な都市づくりの方針

都市づくりのテーマに応じた、土地利用、道路、公園等の都市施設の配置、市街地の整備・改善など、個々の都市計画の相互関係を調整した計画により、統合的・一体的な都市づくりの方針となります。

④都市づくりに対する市民参画の促進

市民・事業者等をはじめ、企業などの多様な主体が、都市の課題や方向性について共通の認識を持つことにより、土地利用の規制・誘導や各種都市計画事業への協力や参画を促進します。

都市計画マスタープランの活用例

- 用途地域などの地域地区の見直し
- 都市計画道路や都市計画公園等の適正な配置
- 大規模な開発（住宅団地や工業団地）の適正な誘導
- 地区計画など地域主体のまちづくりの誘導
- エリアマネジメント*による地域主体のまちづくりの促進

*エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのこと。

「都市計画」とは・・・都市計画法第4条において、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことを言います。



2 策定の背景と目的

本市では、平成 25 年（2013 年）3月に橋本市都市計画マスタープランを策定しました。近年、我が国の小規模な地方都市においては、人口減少や若者の流出、中心市街地の衰退等が大きな課題となっているなど、公共投資の生産力効果や民間投資誘発効果が低下している状況にあります。

こうした中、令和 4 年度（2022 年度）を目標とする橋本市都市計画マスタープランは、計画期間の満了を迎えるとともに、本市を取り巻く社会経済情勢も変化しています。

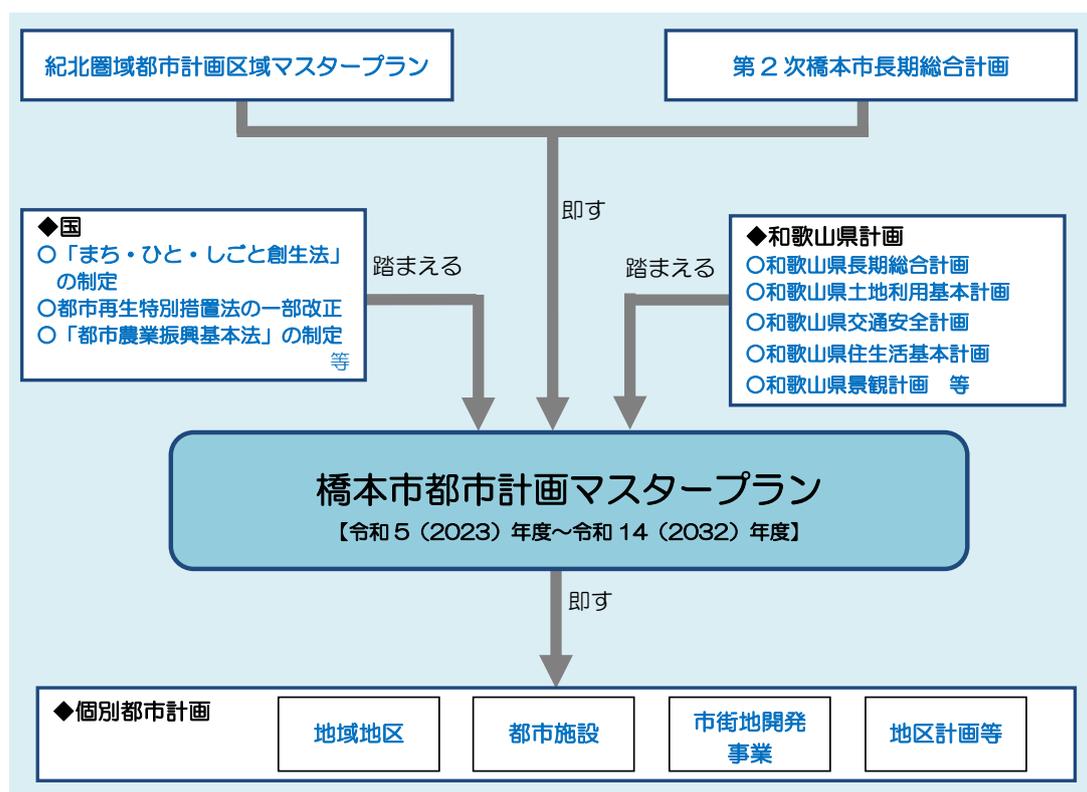
本市においても、これまで中心市街地を形成していた橋本駅及び市役所周辺は、人口減少に伴い、商業業務等の都市活動を支える「人口集積」等が低下しており、拠点の再構築などが必要となっています。

本計画は、こうした課題などに対応し、公共及び民間投資の効果や効率性を高め、質の高い魅力あるまちの実現を目指すため、「第 2 次橋本市都市計画マスタープラン」の策定を行うことを目的としています。

なお、策定にあたっては第 2 次橋本市長期総合計画などの上位計画・関連計画との整合を図り、既存の用途地域及び都市計画施設の変更等の必要性、実現化方策などについても検討を行っています。

3 計画の位置づけ

橋本市都市計画マスタープランは、第 2 次橋本市長期総合計画（平成 30 年 3 月）及び和歌山県が策定した紀北圏域都市計画区域マスタープラン（平成 27 年 5 月変更）などの上位計画に即して定めます。



4 計画期間及び計画対象区域

計画期間は令和5年（2023年）度を初年度とし、概ね20年後を展望しつつ、10年後の令和14年度（2032年度）を目標年度として策定します。

計画対象区域は都市計画区域外も含めた橋本市全域とします。

5 策定の流れ

橋本市都市計画マスタープランは、以下のような流れで検討を行います。

